



▲実証研究期間には救急車の中でショック症状の患者に点滴を行う

10月1日(月)から来年1月31日(木)まで、救急現場や救急車内などで、医師の具体的な指示を受けながら救急救命士が行える処置の範囲が広がられます。これは、国の「救急救命士の処置範囲拡大に係る実証研究」のモデル事業として行われるもの。通常の処置に加え、三つの処置を行うことができるようになります。この事業は、県内では東濃地区5市で実施。主体は、東濃地区メディカルコントロール協議会(東濃地区の医療機関、医師会、消防本部などで構成する救急医療協議会)です。

### □モデル事業で拡大される三つの処置

①低血糖で意識障がい<sup>ぜんそく</sup>の可能性がある患者に対して血糖測定を行い、低血糖が確認された場合にはブドウ糖液を投与します。

②喘息治療用の吸入薬(吸入β刺激薬<sup>ベータ</sup>)を所持する患者が重症喘息発作を起こした場合に、その吸入薬を使用します。

③血圧が低下しており、心臓が停止する危険性があるショック症状の患者に点滴を行います。

□その他 ▷救急救命士がこれらの処置を行う前には、傷病者や家族の方へ説明をし、書面による同意を得た上で処置を行います。▷傷病者や家族の方が、当処置を断っても、これまで通りの救急搬送などがなされ、不利益になることはありません。▷実施期間は、変更になる場合があります。

問 消防課 ☎26-0119 (内線234)、東濃地区メディカルコントロール協議会 ☎0572-23-0111 (内線353)

## 主な内容

文化の窓・図書	2～3
スポーツ	4～5
子育て	6～7
環境・消費生活・地域包括	8～9

健康ガイド	10～11
お知らせ・9月の相談	12～15
「えなっコ」チャンネル9月	16